

# 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）

## 被保険者のみなさまへ

### 1 保険料の納付について

#### ① 普通徴収（窓口納付・口座引き落とし）の方へ

納付書が届いている方は、納期までに必ず納めてください。

長寿医療制度は、公費や後期高齢者支援金のほか、被保険者一人一人に納めていただく保険料により運営されています。

#### 納期

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
月度	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期限	H23. 8. 31	H23. 9. 30	H23. 10. 31	H23. 11. 30	H24. 1. 4	H24. 1. 31	H24. 2. 29	H24. 4. 2

#### ② 特別徴収（年金から天引き）の方へ

保険料のお支払い方法を口座振替に変更することができます。  
まず役場窓口でお手続きが必要です。

#### 手続に必要なもの

①本人を証明できる書類等（保険証など） ②通帳 ③銀行印

### 2 被保険者証について

被保険者証は1人に1枚交付され、75歳になる誕生日までに、お送りします。

### 3 障害認定について

一定の障害がある方は65歳から後期高齢者医療制度に加入できます

65～74歳の障害者（身体障害者手帳1～3級と4級の一部等）の方は、65歳から後期高齢者医療制度に加入できます。

ただし、後期高齢者医療に加入するかしないかはご本人の選択です。また、74歳までであれば加入後の脱退も可能です。なお、さまざまなケースがありますので、個別にご相談ください。

### 4 健康診査の受診は、お早めに

現在、健康診査の対象となる方にお送りしております健康診査受診券には、有効期限があります。受診券の有効期限をご確認の上、有効期限内に受診するようにしてください。

#### ■お問い合わせ・ご相談は

牟岐町役場 健康生活課 後期高齢者担当 TEL (0884) 72-3417まで

## 終戦当時の引揚者の方々へ

### 通貨・証券などをお返ししております

税関では、お預かりしている次の通貨・証券などをお返ししています。

◎終戦後、外地から引き揚げてこられた方で、上陸港の税関・海運局に預けられた通貨・証券など

◎外地の集結地において、領事館などに預けられた証券などのうち、日本に送還されたもの  
返還の申し出は、ご本人ばかりでなく、ご家族の方でも結構です。

お心当たりの方は、最寄の税関へお問い合わせ下さい。

※徳島県小松島市小松島町字外開1-11 小松島みなと合同庁舎内 小松島税関支署 tel.0885-32-0326